

①安心して生きる権利：子どもは、愛と理解をもって育てられ、安全・安心に生活できます。②ありのままの自分でいる権利：子どもは、一人ひとりのちがいを認められ、秘密が守られ、人として大切にされます。③自分を守り、守られる権利：子どもは、いじめ、虐待、暴力などから守られます。また、隣のいる子どもや、外国人などの子どもが自分らしく生き、社会に参加し交渉できるようになります。



子どもの権利条例条文

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。
第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。



子どもの権利条例条文

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、
子どもにとって必要な支援を受けることができる。



子どもの権利条例条文

第15条 第30条 子どもは、参加することができる。
市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催する。
子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。